

東京大学国際高等研究所ニューロインテリジェンス国際研究機構  
 学術専門職員(特定短時間勤務有期雇用教職員) 募集要項

1	職名及び人数	学術専門職員(特定短時間勤務有期雇用職員) 2名
2	契約期間	採用日(応相談)から2023年3月31日
3	更新の有無	有 予算の状況、業務の必要性、勤務成績の評価によっては更新する場合があります。更新する場合は、1年ごとに行う。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ、年度単位により更新する場合があります。最終雇用期間満了日:2025年3月31日
4	試用期間	採用された日から14日間 給与・待遇に変わりはありません。
5	就業場所	東京大学国際高等研究所 ニューロインテリジェンス国際研究機構(東京都文京区本郷7-3-1)
6	所属	河西研究室
7	業務内容	科研費研究課題「大脳スパイン形態可塑性からシナプスメカノバイオロジーの建設と光操作」(研究代表者:河西 春郎)における、実験補助業務。 以下の内容のいずれか。 分子生物学実験(プラスミドの組換え、シークエンス、genotyping、超遠心精製)や細胞培養実験(細胞継代、トランスフェクション)。
8	就業時間 休憩時間	週3~5日(月~金)1日4~7時間程度(週35時間以内で応相談)。 ※時間外労働を命じることがある。
9	休日	土・日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)
10	休暇	年次有給休暇、リフレッシュ休暇、忌引休暇等
11	給与・手当等	時給1,310円~1,800円程度 ※資格、能力、経験等に応じて決定する。 通勤手当(支給要件を満たした場合)、超過勤務手当 東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規定等の定めによる。
12	社会保険等	法令の定めるところにより、健康保険、厚生年金、雇用保険加入。
13	応募資格	(1)大学・短大・専門学校卒業程度。誠実で、意欲と協調性をもって職務に取り組んでいただける方。 (2)げっ歯類のペットを自宅で飼育されている方、マウス・ラットにアレルギーのある方はご遠慮ください。
14	提出書類	以下の書類を1部作成。 履歴書(本学様式を <a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</a> からダウンロードの上使用のこと。記入例は同ページ「記入例3(一般職員)」を参照) ◆平日の日中に連絡のとれる電話番号、メールアドレス等を明記のこと。 ◆実験歴・実験補助歴などの簡単なこれまでの業務経験内容(書式自由)を明記のこと。
15	提出方法	メールタイトルを「河西研究室学術専門職員応募書類送付」と明記の上、応募書類をメール添付により下記まで送付すること。 東京大学国際高等研究所ニューロインテリジェンス国際研究機構 河西研究室 bm2#m.u-tokyo.ac.jp <#>を@に変換 ※任意のパスワードを設定し送付することを推奨します。 ※2~3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。
16	応募締切	2022年7月31日(日)必着 書類選考後、合格者に対し面接試験(オンラインも検討)を実施します。面接日時や採否はメールで個別にお伝えします。(但し、採用者が決まり次第募集を終了します。)
17	問い合わせ先	〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学国際高等研究所ニューロインテリジェンス国際研究機構 河西研究室 e-mail:bm2#m.u-tokyo.ac.jp 研究室HP:http://www.bm2.m.u-tokyo.ac.jp
18	募集者名称	国立大学法人東京大学

19	その他	<p>(1) 応募書類は、返却せず、本応募の用途に限り使用し、取得した個人情報には正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。</p> <p>(2) 選考にかかる旅費は支給しません。</p> <p>(3) 勤務条件の詳細は、東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規程をご覧ください。 ( <a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/kisoku_mokuji_j.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/kisoku_mokuji_j.html</a> )</p> <p>(4) 東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。</p> <p>(5) 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。</p>
----	-----	--